



アジサイ

6月

2020 (令和2年)
水無月 - JUNE -

日	・	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	・
木	4	18	・
金	5	19	・
土	6	20	・
日	7	21	・
月	8	22	・
火	9	23	・
水	10	24	・
木	11	25	・
金	12	26	・
土	13	27	・

6月の税務と労務

国 税	5月分源泉所得税の納付	6月10日	地方税	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
国 税	所得税の予定納税額の通知	6月15日		市町村の条例で定める日
国 税	4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	6月30日	労 務	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
国 税	10月決算法人の中間申告	6月30日		支払後5日以内
国 税	7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)	6月30日	労 務	児童手当現況届(市町村役場に提出)
				6月30日

ワンポイント 国民負担率

租税負担及び社会保障負担を合わせた公的負担の国民所得に対する比率。財務省によると、2020年度は44.6%と過去最高の見通しです。なお、OECD加盟国と2017年実績で比べると、日本(43.3%)は比較可能な35ヵ国のうち下から9番目で、最高はルクセンブルグの93.7%、最低はメキシコの21.1%です。

オープンイノベーション促進税制の創設

令和2年度税制改正では、政府が推し進める持続的な経済成長の実現、経済社会の構造変化への対応等の観点からの目玉政策として、国内の事業会社等が一定のベンチャー企業へ出資した場合に課税の特例が受けられる「オープンイノベーション促進税制」が創設されました。

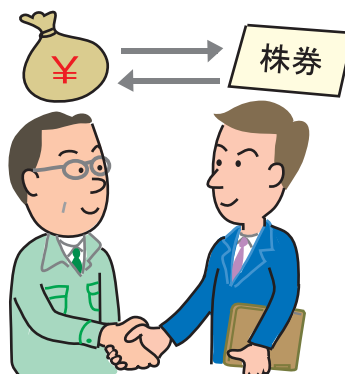
この税制措置は、自社にない革新的な技術を手に入れるとともにベンチャー支援にも繋がり、欧米では既に行われています。

また、大企業はもちろんですが、中小企業にとっても、自社の経営資源の不足を外部リソースで補う取組みは、技術やノウハウ面等において大きな効果を発揮する場合があります。

革新的な技術を有するベンチャー企業とのオープンイノベーションは、今後ますます重要となってくるので、制度の内容等を確認しておきます。

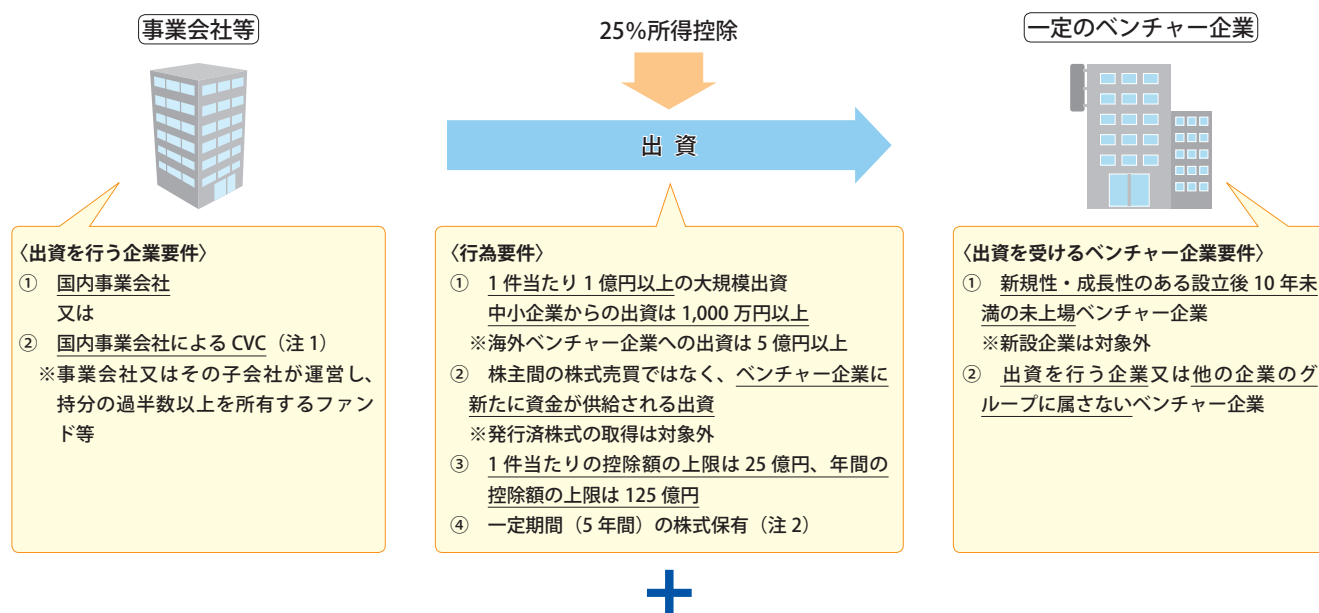
残るために必要不可欠となっています。そのための手段として、新しい技術・ノウハウ等を持つイノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働し、オープンイノベーションの取組みを重点的に進めていくことが重要であることから、税制面からの支援として、事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対し、極めて異例の措置として出資の一定額の所得控除を認めることとなりました。

なお、制度では、趣旨に沿うよう経済産業大臣の確認や、一定期間内に株券を処分した場合の取戻しの規定も設けられています。



1 制度創設の背景

既存企業が従前の閉鎖的でコストの高い自己開発にこだわることなく、新たな分野に投資するなど自ら事業革新を進めることは、この時代において企業が生き



○事業者は、経済産業省に対し、1年間の出資案件に関して、「各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事業革新に有効であり、制度を濫用するものでないこと」を決算期にまとめて報告（事前認定は行わない）。

（注1）CVCとは、事業会社によるベンチャーキャピタルのことを指す。

（注2）5年間以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、控除額を益金算入。

経済産業省資料

2 制度の概要

青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行う法人（以下「対象法人」といいます。）が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定のベンチャー企業の株式（特定株式）を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理処理したときは、その事業年度の所得金額を上限にその経理処理した金額の合計額を損金に算入することができます（前頁図表参照）。

ただし、特別勘定として経理処理した金額（上限125億円）が限度となります。

また、取得日から5年の間に、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して益金の額に算入されます。

3 対象法人

特定事業活動を行う法人（対象法人）とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社やCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）をいいます。

4 特定株式

適用対象となる特定株式とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人（既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限る。）又はこれに類する外国法人（以下「特別新事業開拓事業者」といいます。）の株式のうち一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいいます。

具体的には、以下の①～④が要件となります。

- ① 対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるもの
- ② 資本金の増加に伴う払込みにより交付されるもの
- ③ その払込金額が1億円以上（中小企業者にあつては1,000万円以上とし、外国法人への払込みにあつては5億円以上）であること。ただし、対象となる払込みに上限を設ける
- ④ 対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと

なお、日本企業が自社で出来ない事業を社外の力を使うことが狙いなので、グループ会社への出資は対象外とされています。

5 特別勘定の取崩し事由

適用を受けた事業会社が、特定株式の取得から5年以内に特別勘定を取り崩して益金算入となる場合としては、次のようなものが該当します。

- ① 特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合
- ② 特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合
- ③ 特定株式につき配当を受けた場合
- ④ 特定株式の帳簿価額を減額した場合
- ⑤ 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があつた場合
- ⑥ 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合
- ⑦ 対象法人が解散した場合
- ⑧ 特別勘定の金額を任意に取り崩した場合

医療機関窓口における一部負担金の免除（協会けんぽ）

令和元年に発生した台風第19号で甚大な被害を受けた場合は、今年3月31日までの診療において、医療機関窓口での一部負担金等の支払いの免除が行われていましたが、今年9月30日まで延長されました。

免除対象となるのは、次の2つの要件を満たす場合です。

- 1 令和元年10月12日に令和元年台風第19号に係る

災害救助法の適用市町村に住所を有していた被保険者・被扶養者

- 2 令和元年台風第19号を原因として、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方・主たる生計維持者の業務廃止や休止、失職など一定の事項に該当する旨を医療機関の窓口で申し立てを行った方

なお、今年4月1日以降に医療機関窓口で一部負担金の免除を受けるためには所定の申請書を協会けんぽに提出し、交付を受けた免除証明書の提示が必要です。

高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除等の特例

事業者が、消費税の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度の適用及び簡易課税制度を選択して申告することができません。

この「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。また、調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で消費税等を除いた税抜価格が100万円以上のものをいいます。

この「高額特定資産」のうち、他の者との契約に基づき、またはその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をしたものを「自己建設

高額特定資産」といいます。

この自己建設高額特定資産についても、建設等に要した仕入れ等の支払対価の額（事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税に相当する額を除く。）の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度の適用及び簡易課税制度を選択して申告することができません。



減価償却資産

「事業の用に供した日」とは？

減価償却資産の減価償却は「事業の用に供した日」から開始します。

この「事業の用に供した日」とは、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った日をいいます。

例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内への搬入・据え付け・試運転を完了した後、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。

なお、事業の用に供した日とは、資産を物理的に使用し始めた日のみをいうのではなく、例えば、賃貸マンションの場合には、建物が完成し、入居がなかったとしても、入居募集を始めていれば、事業の用に供したものと考えられます。

消費税軽減税率

日当等の取扱い

従業員等が出張する際に、旅費規程等に基づいて、日当を支給することがあります。この日当のうち、その旅行について通常必要と認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価に該当します。日当は、場合によっては、飲食料品の購入などに充てられることもありますが、この場合、軽減税率の対象となるのでしょうか？

この点、出張等に際して支給する日当は、仮に従業員等が軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に充てたととしても、事業者は「飲食料品の譲渡」の対価として支出するものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。

なお、従業員等が支出した実費について、事業者が従業員等から受領した領収書等を基に精算するもの（実費精算分）は、その支払いの事実に基づき適用税率を判定することとなります。